

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

柏市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の内容 ※	【概要】 ・地方税法に基づき、収集した課税資料から住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から各種証明書を発行する。 【処理の流れ】 ①住民・国税庁・税務署・企業・年金保険者・他自治体から課税資料（電子データ・紙媒体）を取得する。 ②取得した課税資料の一部を委託業者に提供して電子データ化し、申告受付システムに取り込む。 ③②で取り込んだデータを委託業者に提供して、賦課情報を作成する。 ④賦課に必要な情報（生活保護・障害等）を照会し取得する（対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由）。 ⑤住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥委託業者に賦課情報を提供して、税額通知書を作成する。 ⑦課税決定者・年金保険者・各企業へ税額を通知する。 ⑧他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑨作成された賦課情報を中間サーバーに登録する（提供）。 ⑩作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書等を発行する。 ⑫他自治体等からの照会に回答する。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度毎の所得内容・控除内容・税額等を照会する。 2. 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 3. 特徴事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 4. 各種証明書発行機能 所得証明書、課税証明書、非課税証明書、賦課状況証明書を発行する。 5. 通知書発行機能 納税通知書、税額変更通知書、特徴税額通知書等を発行する。 6. 課税台帳登録機能 申告書や給与支払報告書の内容に基づき、徴収方法及び課税を決定する。 修正申告、法定調書、減免審査決定等により、税額を変更する。 7. 異動処理機能 特別徴収義務者からの異動届出書を基に、徴収方法を変更する。 8. 年金特徴処理 年金特徴義務者からの対象者情報に基づき、年金特徴税額を決定する。 介護保険の停止情報により、年金特徴を停止処理する。 年金特別徴収の徴収結果により、年金特徴の停止処理をする。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 （ 中間サーバー、コンビニ交付システム、申請管理システム ）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムにより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成、管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付けした宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供の業務情報(別表2)の情報を受領し、中間サーバー連携機能へ送信する。情報照会の要求(別表1)の情報を受領し、中間サーバー連携機能へ送信及び受信する。符号付番の際、符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのデータ連携により情報送信(提供)及び情報受信(収受)を行う。また、情報送信(提供)及び情報受信(収受)を行った結果の情報(LOG)を取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (申請管理システム)
システム3	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	1. 申告受付支援機能 住民からの申告内容を登録することで、確定申告書、住民税申告書を作成する。 2. 給報(年金)登録機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書を登録及び訂正する。 3. 国税連携データの訂正機能 国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完、訂正入力をする。 4. 作表機能 申告書データや給与支払報告書データについて、抽出条件を指定して一覧表を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (申請管理システム)

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 利用届出の審査機能 eLTAXの利用に当たって、利用者から届け出があった情報を審査、管理する。 2. 申告データの審査機能 納税者から申告されたデータを審査、管理する。 3. 申告データの連携機能 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして連携する。 4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)を送信する。 5. 年金特徴サービス機能 審査サーバで受信した団体回付データをファイル出力し、基幹システムで作成した団体回付データを審査サーバへ引き渡す。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信／送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4. 扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。 5. 住民登録外課税通知データ送受信機能 住民登録外課税通知データ等を他の自治体との間で送信及び受信を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムから出力した団体回付データの取込み及び団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 5. 申請管理システムに関する機能 住民からの電子申告の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （申請管理システム）
システム7	
①システムの名称	イメージ検索システム
②システムの機能	申告書等の課税資料の画像ファイルを表示及び印刷する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （申請管理システム）

システム10	
①システムの名称	統合収納管理システム
②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の賦課及び調定管理を行う。 2. 納付データ管理機能 納付された固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の消込処理及び収入管理を行う。 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ, 納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促, 過納者への還付・充当の処理を行う。 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行する。 5. 口座振替情報管理機能 振替申請者の対象税目や銀行関連などの情報を管理する。 6. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 7. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 8. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム12	
①システムの名称	共用データベースシステム
②システムの機能	1. 連携するデータ管理機能 定められた場所にデータを格納し管理する。 2. セキュリティ機能 定められた場所へアクセス制限する。 3. 連携開始管理機能 タスクを日々, 月々管理し, データの反映する時間を管理する。 4. 連携データ監視機能 移動分として連携する場合は, 取得した側からの取得済通知によって, ファイルを削除する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム13	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新機能 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認機能 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号等をもとに住基ネットが保有する本人確認情報に照会し、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)処理機能 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索機能 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合わせをキーに本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会機能 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合わせをキーとした本人確認情報照会を要求し、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合機能 本人確認情報ファイルの内容が、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合していることを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知機能 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携機能 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

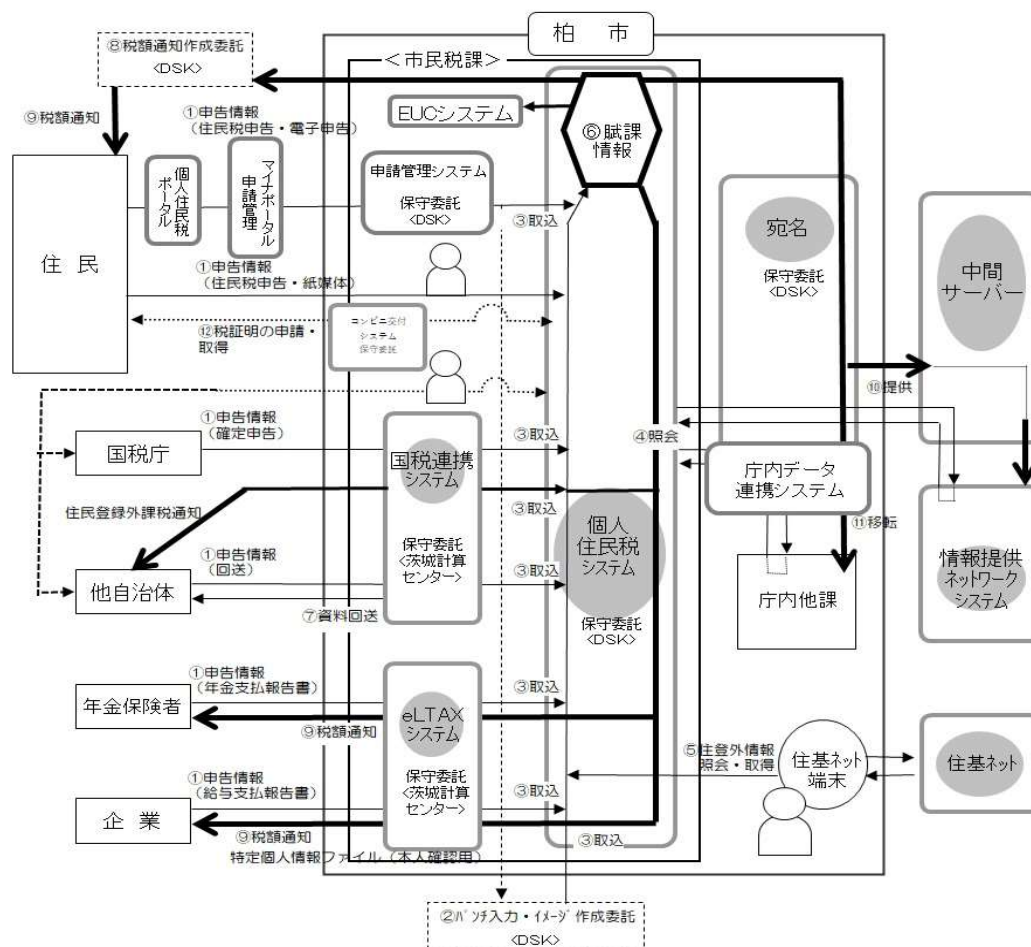
システム14	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 発行機能 ・証明書を発行する。 2. 連携機能 ・定められた電文レイアウトに基づき、コンビニエンスストアから証明書の申請書データを授受する。 ・証明書データを送信する。 ・発行履歴データを税務システムへ反映する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム15	
①システムの名称	EUCシステム
②システムの機能	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報(個人番号は含まない)をCSV形式で出力する機能 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時及び条件の保管並びに操作ログを保管する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 同一パッケージシステム ）
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	庁内データ連携システム
②システムの機能	1. データ送受信機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信する機能 2. 認証機能 利用側業務システムを認証する機能 3. 連携データ管理機能 連携の対象となる業務及びファイルを管理する機能 4. 連携データ監視機能 連携ファイル提供及び取得結果のログを管理する機能、実行状況・結果等のモニタリングを行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム17	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（マイナポータル申請管理）
システム18	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	1. 住民向け機能 本人が受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（個人住民税申告ポータル、申請管理システム）
システム19	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<連携機能> ・マイナポータル申請管理から申請データを取り込む。 ・申請データを基幹系業務システムへ送信する。 <変換機能> ・住民基本台帳システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する。 <照会印刷機能> ・申請データを画面に表示する。 ・申請データを申請書様式で印刷する。 <ステータス管理機能> ・申請のステータスを管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（データ連携システム、マイナポータル申請管理）

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	住民税の賦課決定において、住民の所得情報・控除情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項 ・柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173項） ＜照会ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

■個人住民税賦課の事務内容



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
住民税賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民, 市外在住の課税対象者, 市外在住の被扶養者	
	その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり, 特定個人情報が必要。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	○識別情報 対象者を特定するために記録 ○連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ○業務関係情報 ・国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報に基づき, 住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報: 算出した住民税額に基づき, 税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・障害者福祉関係情報: 障害者福祉関連の情報に基づき, 控除の確認を行うために記録 ・生活保護関係情報: 生活保護関連の給付情報に基づき, 非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報: 対象者の年金所得に係る情報に基づき, 住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	柏市 財政部 市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （生活支援課・障害福祉課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （国税庁・年金保険者） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （他自治体） ☐ 民間事業者 （企業） ☐ その他 （ ）
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （マイナポータル申請管理）
③入手の時期・頻度	○当初賦課時に入手 ・申告情報（確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書）について、1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護について、3月に入手 ・公的年金支払報告書について1月末に入手 ・住民税申告書について2月～3月にかけて毎日入手 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手 ・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手 ○個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び税額更正に関する申告時に、随時、各種申告書情報を入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて、6月～4月に毎月入手 ○他自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による入手） 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領している。 ・住民登録外課税情報は提出があれば1年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。
④入手に係る妥当性	申告情報（確定申告書、住民税申告書、年金支払報告書、給与支払報告書）については、制度上定められた時期、頻度、方法にて、住民、国税庁、年金保険者、企業、他自治体から情報提供を受けている。

⑤本人への明示		本人から直接入手する特定個人情報、住民税申告書等への記入により、税に関する業務において使用する事実を確認させている。また、会社等を通じて提出される特定個人情報を伴う給与支払報告書等の情報については、入手の際に、会社等での給与所得者の扶養控除申告書等の記入により、使用目的等を明示している。	
⑥使用目的 ※		各種申告書の受付、住民税額の算出及び通知並びに証明書の発行	
	変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、沼南支所、収納課、柏市支所出張所条例第2条第2項に規定する出張所	
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1. 申告情報の取得 ・住民、国税庁、企業、年金保険者、他自治体から申告情報を取得する。 ・賦課に必要な情報（生活保護、障害等）を照会し取得する。 2. 賦課情報を作成・通知する。 ・各種申告情報から賦課情報を作成する。 ・税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 ・住民、年金保険者、各企業（特別徴収対象者の場合）へ税額を通知する。 3. 税証明の発行 ・賦課情報に基づき、申請に応じて課税、非課税、所得証明書、賦課状況証明書を発行する。 4. その他の異動 ・必要に応じて、徴収方法の変更及び税額更正等を行う。	
	情報の突合 ※	・申告情報・生活保護関係情報を突合して、非課税者を決定する。【上記2・4】 ・申告情報・障害者関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する。【上記2・4】	
	情報の統計分析 ※	課税状況の分析等のため、「市町村課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件	
委託事項1		課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成	
①委託内容		住民税申告書や給与支払報告書のエントリー及び画像ファイルの作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	申告者全員	
	その妥当性	・電算処理のため効率かつ正確なデータ化であること。 ・データで投入されたものを含めて全てに対し画像ファイルを作成する。 ・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、問い合わせ又は修正申告時に迅速に対応できるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	住民税申告書や紙媒体の給与支払報告書のスキャンニング及びデータエントリー	

[illegible]

委託事項5		地方税電子申告支援サービス運用の管理	
①委託内容		eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者, 確定申告者, eLTAX利用事業所の申告者	
	その妥当性	・eLTAXシステム及び国税連携システムの運用, 保守, バージョンアップへの対応が必要であり, 専門的な知識を有することが求められるため。 ・システムの安定した稼働をするため, 専門的な知識を有する民間事業者に委託するため。 以上のことから専門業者である必要があり, また, システムの安定稼働にもつながるため, 必要である。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には, 入札結果として柏市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社 茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6～10		
委託事項6		申告受付事務支援業務
①委託内容		申告受付事務支援業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	確定申告者及び市市民税・県民税申告者(収入のある者)
	その妥当性	・マイナンバー対応に改修した申告受付システムを使用し申告受付を行うことから、システムに不具合が生じた場合などへの迅速な措置対応やシステムの使用方法的指導、運営、管理体制を万全とする必要があるため。 ・また受付システム及び申告受付に使用するその他税システムに精通し、かつ申告受付業務にも精通する人材の配置が必要であるため。 以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務
①委託内容		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	給与所得者
	その妥当性	・入力対象となる異動届及び切替届の件数が大量にあり、限られた期間内に速やかに適正に処理していく必要があるため。 ・税務システムの安定した運用及び専門的な知識を有する処理が必要であるため。 以上のことから、限られた期間内での作業に対応ができる専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		申請管理システム運用保守業務委託	
①委託内容		申請管理システム運用措置保守業務委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性		☐ 特定個人情報ファイルの全体	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
		☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
		個人住民税申告を電子で行う者	
		申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ、開発元でもあるため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （ LGWAN回線 ）	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果として柏市ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		株式会社ディー・エス・ケイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (74) 件 [☐] 移転を行っている (28) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第4項)
②提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第5項)
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第7項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親の認定若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第13項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第15項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第20項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第28項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	
市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第37項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第39項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第42項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第53項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第57項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第58項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第59項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先5	福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第37項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先6	福祉部生活支援課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第42項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	データ更新時

移転先9	健康医療部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第69項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時
移転先10	福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第75項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先14	こども部こども福祉課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第88項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先15	こども部こども福祉課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第90項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先18	こども部母子保健課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第96項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先19	こども部こども福祉課, 総務部給与厚生室, 教育総務部教育総務課, 学校教育部柏市立柏高等学校, 消防局総務課, 上下水道局総務課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第106項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課又は更正時

移転先20	福祉部福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第108項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例
②移転先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜課内における措置＞ 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに、課員以外が立ち入ることのできない事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜データセンターにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。（サーバ室への入室は静脈認証）
	②保管期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<<住民税賦課情報>>

(1. 課税年度, 2. 宛名番号, 3. 履歴連番, 4. 課税番号, 5. 調定年度, 6. 指定整理番号, 7. 通知書番号(現年), 8. 普徴事業所番号, 9. 徴収区分, 10. 差額徴収, 11. バッチ処理済サイン, 12. 削除サイン, 13. 一般給与収入, 14. 内特徴給与収入, 15. 特定支出合計額, 16. 給与所得, 17. 年金収入, 18. 公的年金控除後の額, 19. 公的年金控除後の額, 20. 雑所得, 21. 雑所得, 22. 雑所得, 23. 雑所得, 24. 営業所得, 25. 営業所得, 26. 農業所得, 27. 農業所得, 28. 不動産所得, 29. 不動産所得, 30. 上場株式等の配当所得, 31. 上場株式等の配当所得, 32. 利子所得, 33. 利子所得, 34. 配当所得(株式), 35. 配当所得(株式), 36. 配当所得(投資信託), 37. 配当所得(投資信託), 38. 配当所得(外貨建), 39. 配当所得(外貨建), 40. 配当所得(その他), 41. 配当所得(その他), 42. 総合譲渡・一時, 43. 総合譲渡・一時, 44. 総合譲渡(短期), 45. 総合譲渡(短期), 46. 総合譲渡(長期), 47. 総合譲渡(長期), 48. 一時所得, 49. 一時所得, 50. 土地等, 51. 土地等(K), 52. 土地等, 超短期, 53. 土地等, 超短期(J), 54. 分離短期譲渡(一般), 55. 分離短期譲渡(一般), 56. 分離短期譲渡(軽減), 57. 分離短期譲渡(軽減), 58. 分離長期譲渡(一般), 59. 分離長期譲渡(一般), 60. 分離長期譲渡(特定), 61. 分離長期譲渡(特定), 62. 分離長期譲渡(軽減), 63. 分離長期譲渡(軽減), 64. 分離長期譲渡(軽減), 65. 分離長期譲渡(軽減), 66. 山林所得, 67. 山林所得, 68. 退職所得, 69. 退職所得, 70. 株式等譲渡所得(未公開分), 71. 株式等譲渡所得(未公開分), 72. 株式等譲渡所得(上場分), 73. 株式等譲渡所得(上場分), 74. 先物取引所得, 75. 先物取引所得, 76. 免税所得, 77. 免税所得, 78. 非課税所得, 79. 非課税所得, 80. 肉用牛の売却による所得(牛全体), 81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税), 82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税), 83. 免税対象外肉用牛の売却価額, 84. 繰越損失・純, 85. 繰越損失・純, 86. 繰越損失・株式等譲渡, 87. 繰越損失・先物取引, 88. 繰越損失・居住用, 89. 損益通算可能額, 90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前, 91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前, 92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前, 93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前, 94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前, 95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前, 96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前, 97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前, 98. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 99. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 100. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 101. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 102. 受給者番号, 103. 総所得金額, 104. 合計所得金額(特控後・繰控後), 105. 合計所得金額(特控前・繰控前), 106. 雑損控除, 107. 医療費控除, 108. 社会保険料控除, 109. 小規模共済掛金控除, 110. 生命保険, 111. 損害保険/地震保険控除, 112. 寄付金控除, 113. 妻・夫ありサイン, 114. 控除対象配偶者サイン, 115. 配偶者特別控除額, 116. 配偶者特別控除サイン, 117. 老人扶養人数, 118. 老人扶養内同居人数, 119. 特定扶養人数, 120. 一般扶養人数, 121. 年少扶養人数, 122. 障害特別人数, 123. 障害特別内同居人数, 124. 障害普通人数, 125. 本人障害者サイン, 126. 本人未成年サイン, 127. 本人老年者サイン, 128. 本人寡婦・夫サイン, 129. 本人勤労学生サイン, 130. 基礎控除, 131. 所得控除額合計(住民税), 132. 総所得 課税標準額, 133. 総所得 所得割 市, 134. 総所得 所得割 県, 135. 免税外肉用牛の売却価額 課税標準額, 136. 免税外肉用牛 所得割 市, 137. 免税外肉用牛 所得割 県, 138. 土地等 課税標準額, 139. 土地等 所得割 市, 140. 土地等 所得割 県, 141. 土地等 超短期 課税標準額, 142. 土地等 超短期 所得割 市, 143. 土地等 超短期 所得割 県, 144. 分離短期 一般 課税標準額, 145. 分離短期 一般所得割 市, 146. 分離短期 一般 所得割 県, 147. 分離短期 軽減 課税標準額, 148. 分離短期 軽減 所得割 市, 149. 分離短期 軽減 所得割 県, 150. 分離長期 一般 課税標準額, 151. 分離長期 一般 所得割 市, 152. 分離長期 一般 所得割 県, 153. 分離長期 特定 課税標準額, 154. 分離長期 特定 所得割 市, 155. 分離長期 特定 所得割 県, 156. 分離長期 軽減 課税標準額, 157. 分離長期 軽減 所得割 市, 158. 分離長期 軽減 所得割 県, 159. 分離長期 軽減 課税標準額, 160. 分離長期 軽減 所得割 市, 161. 分離長期 軽減 所得割 県, 162. 山林 課税標準額, 163. 山林 所得割 市, 164. 山林 所得割 県, 165. 退職 課税標準額, 166. 退職 所得割 市, 167. 退職 所得割 県, 168. 株式譲渡 未公開分 課税標準額, 169. 株式譲渡 未公開分 所得割 市, 170. 株式譲渡 未公開分 所得割 県, 171. 株式譲渡 上場分 課税標準額, 172. 株式譲渡 上場分 所得割 市, 173. 株式譲渡 上場分 所得割 県, 174. 先物取引 課税標準額, 175. 先物取引 所得割 市, 176. 先物取引 所得割 県, 177. 税額控除前所得割計 市, 178. 税額控除前所得割計 県, 179. 人的控除差額合計, 180. 人的控除の調整控除額 市, 181. 人的控除の調整控除額 県, 182. 人的控除の調整控除後所得割 市, 183. 人的控除の調整控除後所得割 県, 184. 税額控除 市, 185. 税額控除 県, 186. 税額控除後所得割計 端処前 市, 187. 税額控除後所得割計 端処前 県, 188. 税額控除後所得割計 端処後 市, 189. 税額控除後所得割計 端処後 県, 190. 配当控除後所得割 市, 191. 配当控除後所得割 県, 192. 住宅借入金等特別税額控除 市, 193. 住宅借入金等特別税額控除 県, 194. 住借控除後所得割 市, 195. 住借控除後所得割 県, 196. 外国税額控除後所得割 市, 197. 外国税額控除後所得割 県, 198. 特別減税額 市, 199. 特別減税額 県, 200. 特減後所得割計 端処前 市, 201. 特減後所得割計 端処前 県, 202. 65歳以上控除額 市, 203. 65歳以上控除額 県, 204. 65歳以上減額サイン, 205. 65歳控除後所得割計 端処前 市, 206. 65歳控除後所得割計 端処前 県, 207. 減額申告サイン, 208. 減額該当サイン, 209. 減額すべき額 市, 210. 減額すべき額 県, 211. 翌年繰越損失(先物損失), 212. 翌年繰越損失(株式等損失), 213. 配当割・譲渡割合計額 市, 214. 配当割・譲渡割合計額 県, 215. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 市, 216. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 県, 217. 所得割計 市, 218. 所得割計 県, 219. 控除不足額 市, 220. 控除不足額 県, 221. 控除不足額, 222. 均等割 市, 223. 均等割 県, 224. 計算年税額, 225. 減免額, 226. 所得割減免額 市, 227. 所得割減免額 県, 228. 均等割減免額 市, 229. 均等割減免額 県, 230. 特別徴収税額(充当前), 231. 特別徴収税額(充当前), 232. 特別徴収税額(充当前), 233. 普通徴収税額(充当前), 234. 普通徴収税額(充当前), 235. 普通徴収税額(充当前), 236. 年税額, 237. 還付充当前該当サイン, 238. 還付充当前, 239. 税額6月(充当前), 240. 税額7月(充当前), 241. 税額8月(充当前), 242. 税額9月(充当前), 243. 税額10月(充当前), 244. 税額11月(充当前), 245. 税額12月(充当前), 246. 税額1月(充当前), 247. 税額2月(充当前), 248. 税額3月(充当前), 249. 税額4月(充当前), 250. 税額5月(充当前), 251. 充当前額6月, 252. 充当前額7月, 253. 充当前額8月, 254. 充当前額9月, 255. 充当前額10月, 256. 充当前額11月, 257. 充当前額12月, 258. 充当前額1月, 259. 充当前額2月, 260. 充当前額3月, 261. 充当前額4月, 262. 充当前額5月, 263. 税額6月(充当前), 264. 税額7月(充当前), 265. 税額8月(充当前), 266. 税額9月(充当前), 267. 税額10月(充当前), 268. 税額11月(充当前), 269. 税額12月(充当前), 270. 税額1月(充当前), 271. 税額2月(充当前), 272. 税額3月(充当前), 273. 税額4月(充当前), 274. 税額5月(充当前), 275. 税額1期(充当前), 276. 税額2期(充当前), 277. 税額3期(充当前), 278. 税額4期(充当前), 279. 税額5期(充当前), 280. 税額6期(充当前), 281. 税額7期(充当前), 282. 税額8期(充当前), 283. 税額9期(充当前), 284. 税額10期(充当前), 285. 税額11期(充当前), 286. 税額12期(充当前), 287. 税額現随(充当前), 288. 充当前額1期, 289. 充当前額2期, 290. 充当前額3期, 291. 充当前額4期, 292. 充当前額5期, 293. 充当前額6期, 294. 充当前額7期, 295. 充当前額8期, 296. 充当前額9期, 297. 充当前額10期, 298. 充当前額11期, 299. 充当前額12期, 300. 充当前額現随

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
住民税賦課情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。また、代理人による申告の場合には、代理人が住民票上同世帯にいる場合は、身分証明書の提示等で代理人の身元確認を行い、それ以外の代理人の場合には、身分証明書の提示等とともに委任状の提示を求め、代理権及び代理人の身元確認を行った上で、申告者本人の番号確認を行い対象者以外の情報の入手を防止している。 ・住民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを事前に注意喚起している。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載・入力する様式とし、必要な情報以外を入手することはない。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐欺・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入手する際には、賦課の資料となる旨を説明する。 ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、後に署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示(郵送の場合は写しの添付)や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。また、電子申告の場合は、住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するに当たり、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付与する措置が取られている。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取り、個人番号付電子申請データの受信に基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・収集した情報に基づいて、間違いがあれば職員が職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・外部媒体を使用せず、紛失を防止している。 ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・宛名システムにおいて、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムにおいて、ユーザID及びパスワードにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)発効管理 ・ユーザIDの発効は、正規職員については人事情報に基づき、非正規職員については業務主管課からの申請に基づき、市の情報セキュリティ管理者が発効を行い、一元管理している。 ・個人住民税システムへのアクセス権限については、発効されたユーザIDに基づき、業務主管課の情報管理者が発効を行い、一元管理している。 (2)失効管理 ・失効についても上記と同様であるが、特に、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・共有IDは発行せずに、各個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。 ・パスワード期限の設定をしており、定期的に新たなパスワードを設定する必要がある。また、過去に設定した同一のパスワードは使用できないようにしている。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・ユーザIDとともに、個人住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をログとして保管している。 ・確認が必要な場合には、当該ログを確認できる仕組みとしている。 ・当該データに係る文書保存期間中はアクセスログを保管する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・賦課担当課においては、外部媒体へのデータのコピーは制御されており、持ち出せないようにしている。 ・その他関係部署は、閲覧のみに制限されており、データにアクセスできないようにしている。 ・職員に対して個人情報保護に関する研修を行う。 ・非正規職員は、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。 ・アクセスログの管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定されている。 ・委託先には、規定する契約の目的以外に使用すること、及び市が承認していないデータ等を複製し、又は複製することを禁止している。 ・特定個人情報を取り扱う端末はUSBによる外部接続ができず、その他すべての外部媒体も使用させないことにより、漏えいを防止している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・個人番号の使用権限がない職員が当該ファイルにアクセスしても、個人番号は表示しない。 ・住民情報システム端末は限定し、未使用時にはスクリーンセ이버などを利用して、使用できないようにする。また、スクリーンセ이버などを解除する際は再度ID／パスワード入力を行うようにしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲とする。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、もしくは、ISMS認証の取得を要件としている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託先での作業については、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者の名簿提出及び取扱者の名簿作成と柏市の求めに応じた提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を最小限にしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録すること、柏市の求めに応じて提出する義務があることを契約内容に含めている。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り、承認している。 ・また、委託先による再委託先の管理がルールどおりに実施されていることの報告を受けている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 ・委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・漏えい防止や媒体搬送の安全確保等は契約事項であるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、当該委託契約により行う業務の終了後、発注者と協議の上、個人情報が記録された媒体を直ちに発注者に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄もしくは消去をしなければならない旨を契約書に明記している。 ・上記は契約事項となるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・個人情報の意図的な漏洩の禁止 ・契約の目的外での個人情報の使用、又は第三者への提供の禁止 ・漏洩、滅失、又は毀損その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の実施 ・事前の承諾のない再委託又は下請けの禁止 ・個人情報の無断複写・複製の禁止 ・個人情報の適切な管理に支障が生じた場合等の報告義務 ・契約終了後の個人情報の返却又は廃棄若しくは消去の義務 ・個人情報が記録された媒体の搬送時における安全確保措置の実施 ・個人情報の管理状況が不適切である場合における発注者の指示に従う義務 ・契約事項違反に係る契約解除及び損害賠償に関する規定 ・従業者の監督義務 ・再委託先の監督義務 ・個人情報の取り扱いに係る報告の徴収	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・eLTAXシステム、国税連携システムとのデータ連携システム、申請管理システムにおいて、操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・庁内データ連携システム等を使用して、データ連携している場合は操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・「提供」については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・「移転」については、柏市データ保護規程に基づき、事前にデータ利用の申出書を情報政策主管課に提出を義務付けるとともに、特定個人情報保護評価統括担当課において移転の適否を審査する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 ・指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。 ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上、提供を行う。 ・「移転」については、情報政策担当課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・国税庁（国税連携システム）、一般社団法人地方税電子化協議会（eLTAXシステム）の連携、申請管理システムについては、限定された環境で行い、また情報の提供・收受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・庁内データ連携システム等を使用するデータは、予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・庁内情報端末については、特定個人情報を保管していない。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBメモリ等の外部媒体を使用できない状態にしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
⑥技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<住民税システムにおける措置> ・住民税システムは、庁内のみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 ・eLTAシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 ・アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④マイナポータル申請管理との接続には、LGWAN回線を用いることで外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにする。また、通信自体も暗号化している。また、LGWAN回線接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新およびウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又は及びガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
⑦バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・データセンター内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行った上で、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去の際には、規定に基づき対象のデータを特定し、消去漏れのないよう所管部署が確認をする。消去前にデータバックアップを行い、誤った消去が判明した場合は当該バックアップデータより復元する。バックアップデータは作業完了後に消去する。確認は消去完了報告書で行う。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・個人番号付電子申請データについては、マイナポータル申請管理から申請管理システムへの取込期限を5営業日までとしている。取込期限を経過した個人番号付電子申請データについては、自動消去される。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・評価書の記載内容通りの運用ができていくについて、国のチェックリスト等を活用し、年に1回の頻度で各業務主管課でチェックを実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的の実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。 ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制準備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、SMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導を行っている。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の研修を実施している他、所属長等についてもeラーニングによる情報セキュリティ研修を受講している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則(懲役や罰金など)を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市総務部行政課
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1.①請求先」と同じ
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便, ファクシミリ, 柏市ホームページ(電子申請システム), 直接持参による提出
②実施日・期間	令和7年7月1日(火)から令和7年8月1日(金)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②	4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する。	4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)を送信する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②		5. 住民登録外課税通知データ送受信機能 住民登録外課税通知データ等を他の自治体との間で送信及び受信を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署②	市民税課長 鈴木 輝夫	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	I 基本情報(別添1)事務の内容		住民登録外課税通知及び特定個人情報ファイル(本人確認用)を図の中に追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用③		○他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による入手) 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税情報は提出があれば1年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用④	・申告情報(確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・企業からの情報提供を受けている	・申告情報(確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・企業・他自治体からの情報提供を受けている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑤	2. 賦課情報を作成・通知する ・各種申告情報から賦課情報を作成する ・税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する ・課税決定者(普通徴収対象者の場合)・年金保険者・各企業(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知する	2. 賦課情報を作成・通知する ・各種申告情報から賦課情報を作成する ・税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する ・住民・年金保険者・各企業(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項6及び7を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先57及び58を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	保健所地域健康づくり課、保健予防課	保健所地域保健課、保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	保健所地域健康づくり課	保健所地域保健課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	財政部収納課 移転先1～23	財政部収納課を削除 移転先1～22	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)	保健所地域健康づくり課	保健所地域保健課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目		619. 寄附金申告特例サイン、620. 寄附金申告特例割合、621. 寄附金申告特例控除（市）、622. 寄附金申告特例控除（県）、623. 一般分株式等譲渡所得 有無サイン、624. 一般分株式等譲渡所得 課税標準額、625. 一般分株式等譲渡所得 所得割 市、627. 一般分株式等譲渡所得 所得割 県、628. 医療費特例サインを追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	・委託先での作業については、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業数者を最小限にしている。	・委託先での作業については、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者の名簿提出及び取扱者の名簿作成と柏市の求めに応じた提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業数者を最小限にしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7.特定個人情報の保管・消失	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・庁内情報用端末については、個人情報を保管していない。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBの挿入口を物理的に塞いでいる。 ・LANケーブルとシステムが簡単に外れないようにカバーをかけている。	<住民税システムにおける措置> ・サーバ設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・庁内情報用端末については、特定個人情報を保管していない。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末を除き、USBメモリ等の外部媒体を使用できない状態にしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅰ 関連情報 5個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項に関する条例案	・柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1～22	番号法第9条第2項に関する条例案	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2	保健福祉部障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅰ 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		「⑬他自治体等からの照会に回答する。」を追加	事後	重要な変更にあたらないため（脱字の修正）
令和2年2月16日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②	4. 各種証明書発行機能 所得証明書、課税証明書、非課税証明書を発行する。	4. 各種証明書発行機能 所得証明書、課税証明書、非課税証明書、賦課状況証明書を発行する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③	[] その他（ ）	[○] その他（ 中間サーバー、コンビニ交付システム ）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14①		コンビニ交付システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14②		1. 発行機能 ・証明書の発行 2. 連携機能 ・コンビニエンスストアからの定められた電文レイアウトに基づく証明書の申請書データ授受 ・証明書データの送信 ・発行履歴データの税務システムへの反映	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14③	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月16日	Ⅰ 基本情報（別添1）事務の内容		「他自治体等からの照会・回答（文書照会）」及び「コンビニ交付システム 保守委託」を図の中に追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. ⑦使用主体 使用部署	市民税課、窓口サービス課、柏市支所出張所 条例第2条第2項に規定する出張所	市民税課、窓口サービス課、収納課、柏市支所出張所 条例第2条第2項に規定する出張所	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. ③使用方法	3. 税証明の発行 ・賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・所得証明書を発行する。	3. 税証明の発行 ・賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・所得証明書・賦課状況証明書を発行する。	事後	重要な変更にあたらないため (脱字の修正)
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託の有無※	〔委託する〕 (5)件	〔委託する〕 (7)件	事後	重要な変更にあたらないため (誤字の修正)
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成⑦再委託の有無※	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更にあたらないため (誤字の修正)
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成⑧再委託の許諾方法		再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項1. 課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成⑨再委託事項		住民税申告書や紙媒体の給与支払報告書のスキャン及びデータエントリー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項6. 申告受付事務支援業務③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項7		(タイトル追加) 「個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転先の有無	「○」提供を行っている(55)件 「○」移転を行っている(13)件	「○」提供を行っている(58)件 「○」移転を行っている(22)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先57	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21	保健福祉部障害福祉課・障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		「629. 上場株式の国税と異なる申告サイン」を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	中間サーバー・プラットフォーム	中間サーバー・プラットフォーム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27号に規定されている。	本人から直接入手する特定個人情報、住民税申告書等への記入により、税に関する業務において使用する事実を確認させている。また、会社等を通じて提出される特定個人情報を伴う給与支払報告書等の情報については、入手の際に、会社等での給与所得者の扶養控除申告書等の記入により、使用目的等を明示している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 〈課内における措置〉	・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。	紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに、課員以外が立ち入ることのできない事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。また、代理人による申告の場合には、代理人が住民票上同世帯に在る場合は、身分証明書の提示等で代理人の身元確認を行い、それ以外の代理人の場合には、身分証明書の提示等とともに委任状の提示を求め、代理権及び代理人の身元確認を行った上で、申告者本人の番号確認を行い対象者以外の情報の入手を防止している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅳ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月17日	令和元年7月22日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅳ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年9月5日～10月6日:32日	令和元年8月20日(火)から令和元年9月19日(木)まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅳ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・情報システムと監査に関する専門知識を持つ者による監査をするべきである。	意見はありませんでした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅳ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	・監査については、外部の専門家による実施は見送った。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅳ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成26年10月17日、10月27日及び11月7日	令和元年11月8日及び28日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅳ 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	既存の審議会の中に、情報処理専門の委員会を含む部会を設け、リスク対策の妥当性と評価書記載内容の適合性について点検を受けた。	既存の審議会の中に、情報処理専門の委員会を含む部会を設け、リスク対策を中心に評価書の記載内容の点検を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和2年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	(1) 妥当性について・情報セキュリティ監査を担当する職員の資格等を公表すべきとの指摘を受け、研修を受けた職員であることを明記した。・アクセスログのチェックや、物理的な保護措置を検討すべきとの指摘を受け、リスク対策に追記した。・契約の個人情報保護に係る条項について、必要な改正をすべきとの指摘を受け、評価書の記載を改めた。・郵送申請での本人確認方法の記載がないとの指摘を受け、身分証明書等の写しの添付を追記した。 (2) 適合性について・使用するシステムの機能の概要がわかりにくいとの指摘があり、概要をわかりやすく記載した。・別添1の事務の内容の図に、一部のシステムの記載が漏れているとの指摘を受け、記載した。・特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際の対象となる本人の範囲には、住民票のある市民だけでなく消除者も入るのでは、と指摘を受け修正した。・委託先の確認方法として、個別に回答するだけでなくホームページでも確認できるのでは、と指摘を受け修正した。・特定個人情報の保管期間は「定められていない」としていたが、保存期間の定まっている申請書などについて補足すべきとの指摘を受け補足した。また、保管期間の妥当性については、「～であるため」と表現を統一した。・本人確認情報の保管期間に法的根拠があれば記載すべきとの指摘を受けたが、法的根拠はないため記載していない。・リスク対策が「特に力を入れている」とした部分につき指摘を受け、統一基準を設けた。	・従業者が事務外で使用するリスク対策についてアクセスログ管理を行っているが、ログ解析の結果、不審なアクセス行動があった場合、自動的に検知アラートが出るなどの対策を検討すること。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	・特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの機能の概要の記載が不十分との指摘を受け、追記した。・他の評価実施期間として、中間サーバーやeLTAXの情報提供者名の記載が必要との指摘を受け、追記した。・特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムのうち、別添1のフロー図に記載されていないものがあるとの指摘を受け、修正した。・委託先に特定個人情報ファイルを取り扱わせることが妥当であるかの説明が分かりづらいとの指摘を受け、委託が必要な理由を記載した。・アクセス権限の管理方法として、パスワードの期限設定をしている旨も記載すべきとの指摘を受け、追記した。・特定個人情報の取扱いの記録の保管期間が記載されていないとの指摘を受け、原本と同じ期間保管する旨追記した。・特定個人情報の提供・移転の具体的な記録方法として、管理するログの内容が具体的になく、保存期間も記載されていないとの指摘を受け、IDや日時などのログを残すことや、原本と同じ期間保存する旨明記した。・誤った情報を提供・移転してしまうリスク等に対する措置の記載が不十分との指摘を受け、修正した。・特定個人情報情報を間違えて消去しないか、また消去すべき特定個人情報が消去されないことへの対策が記載されていないとの指摘を受け、消去の際に一時的にバックアップを行うことや、消去漏れがないようにする体制を追記した。	・従業者が事務外で使用するリスク対策についてアクセスログ管理を行っているが、ログ解析の結果、不審なアクセス行動があった場合、自動的に検知しアラートが出るなどの対策を検討すること。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
令和4年2月12日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	〈提供ができる根拠規定〉 番号法第19条第7号別表第二	〈提供ができる根拠規定〉 番号法第19条第8号別表第二 (根拠規定の追加) 別表第二の121, 別表第二の主務省令第59条の4	事後	
令和4年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体、使用部署	市民税課、窓口サービス課、収納課、柏市支所出張所条例第2条第2項に規定する出張所	市民税課、沼南支所、収納課、柏市支所出張所条例第2条第2項に規定する出張所	事後	
令和4年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二	番号法第19条8号 別表第二	事後	
令和4年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	「○」提供を行っている(58)件	「○」提供を行っている(59)件	事後	
令和4年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先		(提供先追加) 提供先59	事後	
令和4年2月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11, 12 ②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって別表第一の主務省令第34条各号で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって別表第一の主務省令第34条各号で定めるもの	事後	
令和4年2月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		(項目追加) 630. 本人ひとり親サイン, 631. 所得金額調整控除適用区分, 632. 雑業務, 633. 所得金額調整控除額	事後	
令和5年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16	こども部こども福祉課, 総務部給与厚生室, 生涯学習部教育総務課, 学校教育部柏市立柏高等学校, 消防局総務課, 水道部総務課	こども部こども福祉課, 総務部給与厚生室, 生涯学習部教育総務課, 学校教育部柏市立柏高等学校, 消防局消防職員課, 上下水道局総務課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8②システムの機能	1. データ保管機能 住民情報系システム(住民記録, 住民税, 資産税, 軽自税, 収納, 口座, 共通宛名システムなど)データをリアルタイムに保管し, 夜間にデータの正誤性確認を実施し監視している。 2. 障害に備えた代替機能 機器障害などの事態において, 課税内容照会や証明書発行を行い, 住民税窓口業務への即時対応ができる。	1. データ保管機能 住民情報系システム(住民記録, 住民税, 資産税, 軽自税, 統合収納, 統合滞納, 共通宛名システムなど)データをリアルタイムに保管し, 夜間にデータの正誤性確認を実施し監視している。 2. 障害に備えた代替機能 機器障害などの事態において, 課税内容照会や証明書発行を行い, 住民税窓口業務への即時対応ができる。	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10①システムの名称	収納管理システム	統合収納管理システム	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の賦課及び調定管理を行う。 2. 納付データ管理機能 納付された固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の消込処理及び収入管理を行う。 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ, 納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促, 過納者への還付・充当の処理を行う。 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行する。	1. 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の賦課及び調定管理を行う。 2. 納付データ管理機能 納付された固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の消込処理及び収入管理を行う。 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ, 納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促, 過納者への還付・充当の処理を行う。 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行する。 5. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報を管理する。 6. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 7. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 8. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11①システムの名称	口座管理システム	(削除)	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11②システムの機能	1. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報を管理する。 2. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	(削除)	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11③他のシステムとの接続	宛名システム等, 税務システム	(削除)	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15①システムの名称	(追加)	EUCシステム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15②システムの機能	(追加)	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報(個人番号は含まない)をCSV形式で出力する機能 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件条件の保管及び操作ログを保管する機能	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15③他システムとの接続	(追加)	その他 同一パッケージシステム	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16①システムの名称	(追加)	庁内データ連携システム	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16②システムの機能	(追加)	1. データ送受信機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信する機能 2. 認証機能 利用側業務システムの認証を行う機能 3. 連携データ管理機能 連携の対象となる業務及びファイルを管理する機能 4. 連携データ監視機能 連携ファイル提供及び取得結果のログを管理する機能、実行状況・結果等のモニタリングを行う機能	事前	
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16③他システムとの接続	(追加)	既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム	事前	
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 ・柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例	事前	
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二の主務省令」という。)第1条第2号ロ 第2条第4号, 第5号ロ, 第6号ロ, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号及び第12号ロ 第3条第4号, 第5号ロ, 第7号ロ, 第9号, 第10号, 第11号及び第12号 第4条第2号ロ 第6条第3号, 第4号イ, 第5号, 第6号イ, 第8号, 第9号, 第10号及び第11号 第7条第1号イ及び第2号イ 第10条第1号イ 第12条第3号リ及び第5号 第13条第1号イ及び第2号イ 第19条第1号ヲ, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号 第20条第1号, 第3号及び第8号イ 第21条第6号 第22条第1号ハ, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号及び第8号 第23条第1号 第25条第1号, 第2号, 第3号ロ, 第6号, 第7号イ, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号 第28条第1号二, 第2号, 第3号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号及び第10号 第31条第1号二, 第3号及び第5号二 第34条第1号及び第2号 第35条第3号 第36条第1号イ及び第2号イ 第37条第1号イ及び第3号 第38条第1号イ, 第2号及び第3号 第40条第1号及び第2号 第43条第1号イ, 第2号, 第3号ロ, 第5号イ, 第8号, 第9号, 第10号及び第11号 第44条第1号ヲ, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号	＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173項) ＜照会ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	第47条第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第10号ロ及び第11号ロ 第49条第1号及び第2号 第50条第2号イ、第3号イ、第4号イ及び第5号イ 第51条第4号イ、第7号及び第13号 第54条第1号ハ、第3号ハ及び第4号ハ 第55条第1号ハ、第3号ハ及び第4号ハ 第58条第1号イ及び第2号イ 第59条第1号、第59条の4 ＜照会ができる根拠規定＞ 別表第二の主務省令 第20条第1号、第2号、第3号、第4号	＜提供ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173項) ＜照会ができる根拠規定＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	事前	
	I 基本情報(別添1)事務の内容	(追加)	EUCシステムと庁内データ連携システムを追加	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項3	税務システムの改修事業及びシステムの保全管理	システム運用・保守	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、委託事項3. ①委託内容	・税制改正に対応し、システムの改修を委託 ・磁気ディスクによる税務システム情報の保全のために、特定個人情報ファイルの管理を委託 ・システム障害に備えた代替システムの管理と委託	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59件) [○]移転を行っている(22件)	[○]提供を行っている(74件) [○]移転を行っている(28件)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1～28		番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表各項及び柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例に基づき修正・追加	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～74		番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表各項に基づき修正・追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去。①保管場所	＜課内における措置＞ 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに、課員以外が立ち入ることのできない事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ＜住民税システムにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。(サーバ室への入室は静脈認証) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜課内における措置＞ 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに、課員以外が立ち入ることのできない事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜データセンターにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。(サーバ室への入室は静脈認証)	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去。③消去方法	＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追加	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(項目追加)	634. 森林環境税、635. 森林環境税(減免分)、636. 定額減税額(市民税)、637. 定額減税額(県民税)、638. 定額減税可能額、639. 定額減税額、640. 定額減税不足額、641. 国外居住(定額減税算出用)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	634. 地震保険支払額有無サイン, 635. 地震保険支払額, 636. 条約適用利子等の額, 637. 条約適用配当等の額, 638. 特例適用利子等の額, 639. 特例適用配当等の額, 640. 森林環境税(委託納付・免除前), 641. 森林環境税(免除額), 642. 森林環境税(委託納付額), 643. 森林環境税(委託納付・免除後), 644. 強制非課税(森林環境税), 645. 計算非課税(森林環境税), 646. 定額減税前所得割(市民税)端数処理後, 647. 定額減税前所得割(県民税)端数処理後, 648. 定額減税可能額算出用国外居住人数, 649. 定額減税算出用合計所得(内特用), 650. 定額減税可能額, 651. 定額減税額, 652. 定額減税額(市), 653. 定額減税額(県), 654. 定額減税不足額, 655. 定額減税後所得割(市民税)端数処理前, 656. 定額減税後所得割(県民税)端数処理前, 657. 年金に係る定額減税前年税額, 657. 通知年月日, 658. 通知事由, 659. 納税通知書発送日, 660. 確定申告日, 661. 1月1日離婚・再婚区分, 662. 住宅借入金等特別控除適用数, 663. 住宅借入金等特別税額控除特別控除区分(1回目), 664. 住宅借入金等特別税額控除居住開始年月日(2回目), 665. 住宅借入金等特別税額控除特別控除区分(2回目), 666. 住宅借入金等特別税額控除摘要, 667. 外国税額控除余剰額(県), 668. 外国税額控除余剰額(市町村), 669. 外国税額控除限度額(県), 670. 外国税額控除限度額(市町村), 671. 予納区分, 672. 予納年月日, 673. 予納額, 674. 減免区分, 675. 減免割合×10000, 676. 減免開始月, 677. 減免開始期, 678. 減免決定通知日, 679. 免除区分(森林環境税), 680. 免除開始月(森林環境税)	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	681. 免除開始期(森林環境税), 682. 免除決定通知日(森林環境税), 683. 合併前市区町村コード, 684. 普徴1期納期限, 685. 普徴2期納期限, 686. 普徴3期納期限, 687. 普徴4期納期限, 688. 普徴5期納期限, 689. 普徴6期納期限, 690. 普徴7期納期限, 691. 普徴8期納期限, 692. 普徴9期納期限, 693. 普徴10期納期限, 694. 普徴11期納期限, 695. 普徴12期納期限, 696. 普徴現随納期限, 697. 通知年月日2(調定情報), 698. 年金特徴4月納期限, 699. 年金特徴6月納期限, 700. 年金特徴8月納期限, 701. 年金特徴10月納期限, 702. 年金特徴12月納期限, 703. 年金特徴2月納期限, 704. 法定納期限, 705. 法定納期限等, 706. 課税更正日, 707. 更正事由, 708. 森林環境税普徴合計(委託納付前), 709. 森林環境税普徴合計(委託納付額), 710. 森林環境税普徴合計(委託納付後), 711. 森林環境税特徴合計(委託納付前), 712. 森林環境税特徴合計(委託納付額), 713. 森林環境税特徴合計(委託納付後), 714. 森林環境税年特合計(委託納付後), 715. 森林環境税1期(委託納付前), 716. 森林環境税2期(委託納付前), 717. 森林環境税3期(委託納付前), 718. 森林環境税4期(委託納付前), 719. 森林環境税5期(委託納付前), 720. 森林環境税6期(委託納付前), 721. 森林環境税7期(委託納付前), 722. 森林環境税8期(委託納付前), 723. 森林環境税9期(委託納付前), 724. 森林環境税10期(委託納付前), 725. 森林環境税11期(委託納付前), 726. 森林環境税12期(委託納付前), 727. 森林環境税現随(委託納付前), 728. 森林環境税1期(委託納付額), 729. 森林環境税2期(委託納付額)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	730. 森林環境税3期(委託納付額), 731. 森林環境税4期(委託納付額), 732. 森林環境税5期(委託納付額), 733. 森林環境税6期(委託納付額), 734. 森林環境税7期(委託納付額), 735. 森林環境税8期(委託納付額), 736. 森林環境税9期(委託納付額), 737. 森林環境税10期(委託納付額), 738. 森林環境税11期(委託納付額), 739. 森林環境税12期(委託納付額), 740. 森林環境税現随(委託納付額), 741. 森林環境税1期(委託納付後), 742. 森林環境税2期(委託納付後), 743. 森林環境税3期(委託納付後), 744. 森林環境税4期(委託納付後), 745. 森林環境税5期(委託納付後), 746. 森林環境税6期(委託納付後), 747. 森林環境税7期(委託納付後), 748. 森林環境税8期(委託納付後), 749. 森林環境税9期(委託納付後), 750. 森林環境税10期(委託納付後), 751. 森林環境税11期(委託納付後), 752. 森林環境税12期(委託納付後), 753. 森林環境税現随(委託納付後), 754. 森林環境税過随1(委託納付前), 755. 森林環境税過随2(委託納付前), 756. 森林環境税過随3(委託納付前), 757. 森林環境税過随4(委託納付前), 758. 森林環境税過随5(委託納付前), 759. 森林環境税過随6(委託納付前), 760. 森林環境税過随7(委託納付前), 761. 森林環境税過随1(委託納付額), 762. 森林環境税過随2(委託納付額), 763. 森林環境税過随3(委託納付額), 764. 森林環境税過随4(委託納付額), 765. 森林環境税過随5(委託納付額), 766. 森林環境税過随6(委託納付額), 767. 森林環境税過随7(委託納付額), 768. 森林環境税過随1(委託納付後), 769. 森林環境税過随2(委託納付後), 770. 森林環境税過随	事前	
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	771. 森林環境税過随4(委託納付後), 772. 森林環境税過随5(委託納付後), 773. 森林環境税過随6(委託納付後), 774. 森林環境税過随7(委託納付後), 775. 森林環境税6月(委託納付前), 776. 森林環境税7月(委託納付前), 777. 森林環境税8月(委託納付前), 778. 森林環境税9月(委託納付前), 779. 森林環境税10月(委託納付前), 780. 森林環境税11月(委託納付前), 781. 森林環境税12月(委託納付前), 782. 森林環境税1月(委託納付前), 783. 森林環境税2月(委託納付前), 784. 森林環境税3月(委託納付前), 785. 森林環境税4月(委託納付前), 786. 森林環境税5月(委託納付前), 787. 森林環境税6月(委託納付額), 788. 森林環境税7月(委託納付額), 789. 森林環境税8月(委託納付額), 790. 森林環境税9月(委託納付額), 791. 森林環境税10月(委託納付額), 792. 森林環境税11月(委託納付額), 793. 森林環境税12月(委託納付額), 794. 森林環境税1月(委託納付額), 795. 森林環境税2月(委託納付額), 796. 森林環境税3月(委託納付額), 797. 森林環境税4月(委託納付額), 798. 森林環境税5月(委託納付額), 799. 森林環境税6月(委託納付後), 800. 森林環境税7月(委託納付後), 801. 森林環境税8月(委託納付後), 802. 森林環境税9月(委託納付後), 803. 森林環境税10月(委託納付後), 804. 森林環境税11月(委託納付後), 805. 森林環境税12月(委託納付後), 806. 森林環境税1月(委託納付後), 807. 森林環境税2月(委託納付後), 808. 森林環境税3月(委託納付後), 809. 森林環境税4月(委託納付後), 810. 森林環境税5月(委託納付後)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	811. 森林環境税仮徴収4月, 812. 森林環境税仮徴収6月, 813. 森林環境税仮徴収8月, 814. 森林環境税本徴収10月, 815. 森林環境税本徴収12月, 816. 森林環境税本徴収2月, 817. 森林環境税翌年4月, 818. 森林環境税翌年6月, 819. 森林環境税翌年8月, 820. 合計所得(所得税), 821. 給与所得(所得税), 822. 公的年金等所得(所得税), 823. 雑計(所得税), 824. 利子所得(所得税), 825. 配当株式等(所得税), 826. 配当信託(所得税), 827. 配当外貨建(所得税), 828. 配当その他(所得税), 829. 株式等少額配当, 830. 信託少額配当, 831. 外貨建少額配当, 832. 配当その他少額配当, 833. 所得金額調整控除額(所得税), 834. 所得金額調整控除額(子ども等)(所得税), 835. 所得金額調整控除額(年金等)(所得税), 836. 雑損控除(所得税), 837. 雑損 損害金額, 838. 雑損 補填額, 839. 雑損 災害関連支出額, 840. 医療費控除(所得税), 841. 医療費 支払額, 842. 医療費 補填額, 843. 所得控除計(所得税), 844. 総所得課税(所得税), 845. 特例肉用牛課税(所得税), 846. 山林課税(所得税), 847. 退職課税(所得税), 848. 短期一般課税(所得税), 849. 短期軽減課税(所得税), 850. 長期一般課税(所得税), 851. 長期特定課税(所得税), 852. 長期軽減課税(所得税), 853. 一般株式等譲渡課税(所得税), 854. 上場株式等譲渡課税(所得税), 855. 上場株式等配当課税(所得税), 856. 先物取引課税(所得税), 857. 勤続年数, 858. 就職日, 859. 減免による切捨端数	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	<<1月1日世帯情報>>(1. 処理番号, 2. 世帯番号, 3. 宛名番号, 4. 区分, 5. 検索用力ナ, 6. 氏名カナ, 7. 氏名漢字, 8. 通称名漢字, 9. 住所コード, 10. 住所カナ, 11. 番地カナ, 12. 方書カナ, 13. 住所漢字, 14. 番地漢字, 15. 方書漢字, 16. 生年月日, 17. 性別, 18. 1/1現在年齢, 19. 世帯主サイン, 20. 世帯主宛名番号, 21. 続柄, 22. 員番, 23. 個人番号)	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	<<年金特別徴収情報>>(1. 年金保険者用整理番号1, 2. 年金区分, 3. 特徴義務者コード, 4. 年金種類, 5. 年金額, 6. 所得税源泉徴収税額, 7. 介護特徴依頼額, 8. 国保特徴依頼額, 9. 後期特徴依頼額, 10. 年金特徴依頼額, 11. 年金特徴依頼額, 12. 特徴依頼日, 13. 特徴通知日, 14. 未送付サイン, 15. 中止異動日, 16. 中止事由, 17. 中止月, 18. 中止依頼日, 19. 中止通知日, 20. 介護中止異動日, 21. 介護中止事由, 22. 介護中止月, 23. 介護中止依頼日, 24. 介護中止通知日, 25. 4月仮徴収額, 26. 6月仮徴収額, 27. 8月仮徴収額, 28. 仮徴収額変更日, 29. 仮徴収額依頼日, 30. 仮徴収額変更区分, 31. 仮徴収額変更後, 32. 仮徴収額変更前, 33. 捕捉月, 34. 捕捉異動日, 35. 捕捉特徴開始月, 36. 捕捉依頼額, 37. 捕捉依頼日, 38. 捕捉開始通知日, 39. 年金特徴判定サイン, 40. 確認済, 41. 基礎年金番号, 42. 資料番号, 43. 判定結果5月, 44. 判定結果7月, 45. 市町村JISコード, 46. 通知内容コード, 47. 各種区分, 48. 処理結果, 49. 年金保険用整理番号2) <<宛名情報>>(1. 宛名番号, 2. 宛先区分, 3. 宛先名カナ, 4. 宛先名漢字, 5. 性別, 6. 生年月日, 7. 続柄コード, 8. 郵便番号, 9. 住所コード, 10. 住所カナ, 11. 番地カナ, 12. 方書カナ, 13. 様方カナ, 14. 住所漢字, 15. 番地漢字, 16. 方書漢字, 17. 様方漢字, 18. 世帯処理番号, 19. 行政区, 20. 住定日, 21. 住定事由, 22. 住民となった日, 23. 住民となった事由, 24. 消除日, 25. 消除事由, 26. 転出予定日, 27. 転出確定日, 28. 異動日, 29. 送付先宛先名, 30. 送付先住所, 31. 電話番号, 32. 個人番号, 33. 送付先宛名番号)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	<<収納情報>>(1.税目, 2.納税義務者番号, 3.所有者宛番号, 4.特徴の納期特例, 5.決定延滞金額計, 6.期別数, 7.課税年度, 8.納税管理人番号, 9.延滞金減免率, 10.納付すべき督促手数料計, 11.通知書番号, 12.調定年度, 13.決算済欠損済サイン, 14.更正事由コード, 15.更正決定年月日, 16.課税対象年度, 17.課税額計, 18.更正発生日) <<口座情報>>(1.宛番号, 2.振替税目, 3.銀行番号, 4.支店番号, 5.科目, 6.口座番号, 7.名義人, 8.電話番号区分, 9.電話番号, 10.受付番号, 12.受付場所, 13.受付年月日, 14.申込年月日, 15.課税番号, 16.開始年月日, 17.停止理由, 18.停止年月日, 19.開始年度, 20.開始期別, 21.振替区分)	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策, 5. 特定個人情報の提供・移転, リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク, 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・eLTAXシステム, 国税連携システムとのデータ連携システムにおいて, 操作した動作記録(ユーザID, 日時, 該当者, 動作目的など)を残している。 ・共用データベースシステムを使用して, データ連携している場合は操作した動作記録(ユーザID, 日時, 該当者, 動作目的など)を残している。 ・記録した情報は, 特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。	・eLTAXシステム, 国税連携システムとのデータ連携システムにおいて, 操作した動作記録(ユーザID, 日時, 該当者, 動作目的など)を残している。 ・庁内データ連携システム等を使用して, データ連携している場合は操作した動作記録(ユーザID, 日時, 該当者, 動作目的など)を残している。 ・記録した情報は, 特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策, 5. 特定個人情報の提供・移転, リスク3: 誤った情報・移転をしてしまうリスク, 誤った相手に提供・移転してしまうリスク, リスクに対する措置の内容	・国税庁(国税連携システム), 一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAXシステム)の連携については, 限定された環境で行い, また情報の提供・收受についても, あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報, 誤った相手とやり取りすることがない。 ・共用データベースシステムを使用するデータは, 予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため, 誤った情報, 誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また, 相手先との通信では相互認証を行い, 認証できない相手先との連携は認めない。	・国税庁(国税連携システム), 一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAXシステム)の連携については, 限定された環境で行い, また情報の提供・收受についても, あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報, 誤った相手とやり取りすることがない。 ・庁内データ連携システム等を使用するデータは, 予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため, 誤った情報, 誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また, 相手先との通信では相互認証を行い, 認証できない相手先との連携は認めない。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策, 7. 特定個人情報の保管・消去, リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク, ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており, システムのサーバー等は, クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し, その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては, 外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策, 7. 特定個人情報の保管・消去, リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク, ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁, 以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又は及びガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策, 7. 特定個人情報の保管・消去, リスク3: 特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスク, 消去手順 手順の内容	<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
	Ⅳ その他のリスク対策, 1. 監査, ②監査 具体的な内容	<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
	Ⅳ その他のリスク対策, 1. 監査, ③その他のリスク対策	<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年7月22日	2024/7/19	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
	IV 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年8月20日(火)から令和元年9月19日(木)まで	令和6年8月9日(金)から令和6年9月9日(月)まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
	IV 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和元年11月8日及び28日	削除	事前	
	IV 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	既存の審議会の中に、情報処理専門の委員を含む部会を設け、リスク対策を中心に評価書の記載内容の点検を受けた。	削除	事前	
	IV 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	・従業者が事務外で使用するリスク対策についてアクセスログ管理を行っているが、ログ解析の結果、不審なアクセス行動があった場合、自動的に検知しアラートが出るなどの対策を検討すること。	削除	事前	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【概要】 ・地方税法に基づき、収集した課税資料を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から各種証明書を発行する。 【処理の流れ】 ①国税庁・税務署・企業・年金保険者・他自治体から課税資料(電子データ)を取得する。 ②住民・企業から課税資料(紙媒体)を取得する。 ③取得した課税資料の一部を委託業者に提供して電子データ化し、申告受付システムに取り込む。 ④③で取り込んだデータを委託業者に提供して、賦課情報の作成を行う。 ⑤賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する(対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由)。 ⑥住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑦委託業者に賦課情報を提供して、税額通知書を作成する。 ⑧課税決定者・年金保険者・各企業へ税額を通知する。 ⑨他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑩作成された賦課情報を中間サーバーに登録する(提供)。 ⑪作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑫賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書等を発行する。 ⑬他自治体等からの照会に回答する。	【概要】 ・地方税法に基づき、収集した課税資料を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から各種証明書を発行する。 【処理の流れ】 ①住民・国税庁・税務署・企業・年金保険者・他自治体から課税資料(電子データ・紙媒体)を取得する。 ②取得した課税資料の一部を委託業者に提供して電子データ化し、申告受付システムに取り込む。 ③②で取り込んだデータを委託業者に提供して、賦課情報の作成を行う。 ④賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する(対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由)。 ⑤住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥委託業者に賦課情報を提供して、税額通知書を作成する。 ⑦課税決定者・年金保険者・各企業へ税額を通知する。 ⑧他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑨作成された賦課情報を中間サーバーに登録する(提供)。 ⑩作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書等を発行する。 ⑫他自治体等からの照会に回答する。	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③	[○]その他(中間サーバー、コンビニ交付システム)	[○]その他(中間サーバー、コンビニ交付システム、申請管理システム)	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2③	[] その他()	[○]その他(申請管理システム)	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3③	[] その他()	[○]その他(申請管理システム)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6②	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 5. 申請管理システムに関する機能 住民からの電子申告の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6③	[] その他()	[○] その他(申請管理システム)	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7③	[] その他()	[○] その他(申請管理システム)	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム17～19を追加	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (別添1)事務の内容		システム17～19を追加	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] その他()	[○] その他(マイナポータル申請管理)	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(7)件	(8)件	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項8を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。また、代理人による申告の場合には、代理人が住民票上同世帯にいる場合は、身分証明書の提示等で代理人の身元確認を行い、それ以外の代理人の場合には、身分証明書の提示等とともに委任状の提示を求め、代理権及び代理人の身元確認を行った上で、申告者本人の番号確認を行い対象者以外の情報の入手を防止している。 ・住民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを事前に注意喚起している。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。また、代理人による申告の場合には、代理人が住民票上同世帯にいる場合は、身分証明書の提示等で代理人の身元確認を行い、それ以外の代理人の場合には、身分証明書の提示等とともに委任状の提示を求め、代理権及び代理人の身元確認を行った上で、申告者本人の番号確認を行い対象者以外の情報の入手を防止している。 ・住民税申告を受け付ける際は、申告者本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印字された申告書用紙を使用するとともに、漢字氏名を記入させることにより、申請者が代理人であっても、当該用紙に記入する内容は申告者本人の情報であることを事前に注意喚起している。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載・入力する様式とし、必要な情報以外を入手することはない。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入手する際には、賦課の資料となる旨を説明する。	・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入手する際には、賦課の資料となる旨を説明する。 ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示(郵送の場合は写しの添付)や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示(郵送の場合は写しの添付)や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。また、電子申告の場合は、住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するにあたり、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付与する措置が取られている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取り、個人番号付電子申請データの受信に基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて柏市の課税対象者と合致するかを確認している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	・外部媒体を使用せず、紛失を防止している。 ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。	・外部媒体を使用せず、紛失を防止している。 ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 具体的な方法	・eLTAシステム、国税連携システムとのデータ連携システムにおいて、操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・庁内データ連携システム等を使用して、データ連携している場合は操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。	・eLTAシステム、国税連携システムとのデータ連携システム、申請管理システムにおいて、操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・庁内データ連携システム等を使用して、データ連携している場合は操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・国税庁(国税連携システム)、一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAシステム)の連携については、限定された環境で行い、また情報の提供・收受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・庁内データ連携システム等を使用するデータは、予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない。	・国税庁(国税連携システム)、一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAシステム)の連携、申請管理システムについては、限定された環境で行い、また情報の提供・收受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・庁内データ連携システム等を使用するデータは、予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1⑥ 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④マイナポータル申請管理との接続には、LGWAN回線を用いることで外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにする。また、通信自体も暗号化している。また、LGWAN回線接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新およびウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 手順の内容	・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去の際には、規定に基づき対象のデータを特定し、消去漏れのないよう所管部署が確認をする。消去前にデータバックアップを行い、誤った消去が判明した場合は当該バックアップデータより復元する。バックアップデータは作業完了後に消去する。確認は消去完了報告書で行う。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	・保存期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長の責任で消去を行う。また、当該消去を行った旨を文書主管課長に報告する。 ・消去の際には、規定に基づき対象のデータを特定し、消去漏れのないよう所管部署が確認をする。消去前にデータバックアップを行い、誤った消去が判明した場合は当該バックアップデータより復元する。バックアップデータは作業完了後に消去する。確認は消去完了報告書で行う。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・個人番号付電子申請データについては、マイナポータル申請管理から申請管理システムへの取込期限を5営業日までとしている。取込期限を経過した個人番号付電子申請データについては、自動消去される。	事前	